

# 「やさしい日本語」普及促進事業 仕様書（案）

## 1 委託業務名

「やさしい日本語」普及促進事業業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

## 3 目的

県内の外国人住民が増加・多様化する中、日本人住民と外国人住民がお互いに歩み寄りながらコミュニケーションを取る「やさしい日本語」の活用を促進し、外国人が日本人と協働して共に地域を支え合う活力ある豊かな多文化共生社会を実現する。

## 4 委託業務の内容

### (1) 「やさしい日本語」普及サポーター養成講座の実施

市町村において「やさしい日本語」により案内やチラシでの情報発信をしてもらうため、各組織において普及の中心となる職員を「普及サポーター」として養成する講座を開催する。

#### (ア) 開催回数・対象者等

- ・オンラインによる講座を1回開催する。
- ・講座の対象は県内市町村の職員とする。
- ・開催時間は3時間～半日程度（2日間に分けることも可能）とする。
- ・令和6年8月中旬までに実施する。
- ・日時等については、県と協議の上決定すること。

#### (イ) 講座内容の企画

- ・「やさしい日本語」に関する①基礎知識、②普及の必要性・有効性、③普及のための取組の方向性やノウハウ等、④活用の先行事例紹介を含めることとし、具体的な内容は県と協議の上決定すること。
- ・講座受講後に「普及サポーター」として、参加者自らが各組織内での普及に取り組むことを促すような講座となるよう工夫し提案すること。
- ・講師は上記①～④の内容に適した者を選定し、県と協議の上決定すること。

#### (ウ) オンライン講座

- ・150人程度参加可能なオンラインミーティングを1回設定し、円滑に講座を実施できるよう運営すること。また、それに伴うライセンス及び回線等の費用は受託者の負担とすること。
- ・講座参加者の取りまとめ及び出欠確認を行うこと。なお、募集と受付は県が実施する。
- ・オンライン講座における講師及び講座参加者へのサポートは受託者が行う。
- ・オンライン講座の性質を生かして効果的なものとなるよう工夫すること。

#### (エ) オンデマンド配信

- ・講座開催終了後、2週間程度、オンデマンド配信を行うこと。具体的な配信方法や配信期間は県と協議の上決定すること。

#### (オ) 参加者への研修ツールの提供

- ・「普及サポーター」が各組織内で普及を進めるための研修会等で活用できる

よう、講座で使用するスライドやワークシート等のツールを参加者へ提供すること。

(カ) 講座参加費用

- ・無料とすること。

(キ) 運営・報告等

- ・講師等への依頼、当日の派遣や各種調整及び関連資料の作成は、受託者が行うものとする。
- ・講座資料は以下のとおりとする。開催日の1週間前までに県の承認を得ることとし、資料送付は県と協議のうえ実施すること。
  - a 次第
  - b 講座資料（講師が作成したもの）
  - c アンケート
  - d その他県又は受託者が必要と判断するもの
- ・開催前に、県に対し当日の流れや役割分担等の事前の打合せを行い、遅くとも開催1週間前までに県の承認を得ること。その際、次第、進行シナリオ、関係者役割分担表、講座資料及びアンケートなど関係資料を用意すること。
- ・当日の運営、参加者受付、司会進行、講師による講義、質疑応答対応及びアンケート実施等必要な業務を行うこと。
- ・講座参加者に終了後にアンケートを行うこと。回収率は90%以上とする。
- ・アンケート結果については、全回答及びグラフ等視認性の高い集計結果をExcelファイルで県に提出すること。
- ・実施結果は、データ（ワード等）で実施後1か月以内に報告すること。実施内容、参加者、アンケート結果及びその他履行確認が必要なもの等について記載すること。（様式任意）

(2) 「やさしい日本語」を普及させる動画の作成

県民が普段の生活の中で「やさしい日本語」を認識し関心をもってもらうことを目的として、公共施設のデジタルサイネージ等で表示する「やさしい日本語」の紹介動画を作成すること。

- ・15秒及び30秒の2種類の動画を作成すること。
- ・外国人と関わることがない県民でも「やさしい日本語」に関心を持つきっかけとなるよう動画の内容を工夫し提案すること。
- ・動画には以下の内容を含めること。なお、具体的な内容は県と協議の上決定すること。
  - －「やさしい日本語」を紹介するもの
    - a やさしい日本語の簡単な説明（概要、必要性）
    - b やさしい日本語の例（文章、会話等）
    - c その他県又は受託者が必要と判断するもの
  - －埼玉県作成であることがわかるもの
    - a 「彩の国 埼玉県」及び埼玉県の県章
    - b コバトンのイラスト＋「埼玉県マスコット コバトン」
    - c さいたまっちのイラスト＋「埼玉県マスコット さいたまっち」
- ・動画データは令和6年8月末までに納品すること。納品に伴う費用は受託者が負担すること。

### (3) 「やさしい日本語」活用事例の収集

国や他都道府県、市町村等における「やさしい日本語」の活用事例を収集し、県に提供する。事例は以下のとおりとする。

- ・県HPにてリンク掲載が可能な事例であること。
- ・市町村が行政文書や看板、チラシ等で活用する上での参考となる事例であること。
- ・「普及サポーター」が各組織における「やさしい日本語」の普及促進に活用しやすいものであること。
- ・具体的な提供方法等は、県と協議の上決定すること。

## 5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等（実施報告書含む）に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

## 7 業務報告

事業成果を整理し報告書にまとめ、令和6年12月27日までに提出する。

## 8 留意事項

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、双方協議の上、決定すること。